

病院の種類別にみると、「精神病院」勤務者、「結核またはらい療養所」勤務者の平均通算経年数

が20.1年、18.6年と長いのが目につく。

## II 勤務状況

### 1 職位

職位を6段階に分けて調査したところ〈表4〉のとおりであった。

表4 職位

職位		構成比率
管理職	看護部(科)長・総看護婦長	3.8%
	副看護部(科)長・副総看護部長	1.3
中間管理職	複数の病棟の管理婦長	1.2
	婦長または婦長担当職	11.5
	婦長を補佐する主任など	9.5
非管理職	特に職位はないが婦長・主任を補佐する立場	12.9
	一般	58.9
不明・無回答		0.9
計		100.0

「特に職位はないが婦長・主任などを補佐する立場」の者が12.9%を占めている。これらの者は、臨床指導者、チームリーダーとしてケアの場でリーダーシップをとって責任の重い職務を遂行していながら、非管理職という位置付けである。そのため、責任だけ重く権限がないことや、業務に見合った待遇がなされていないという問題が指摘されている。

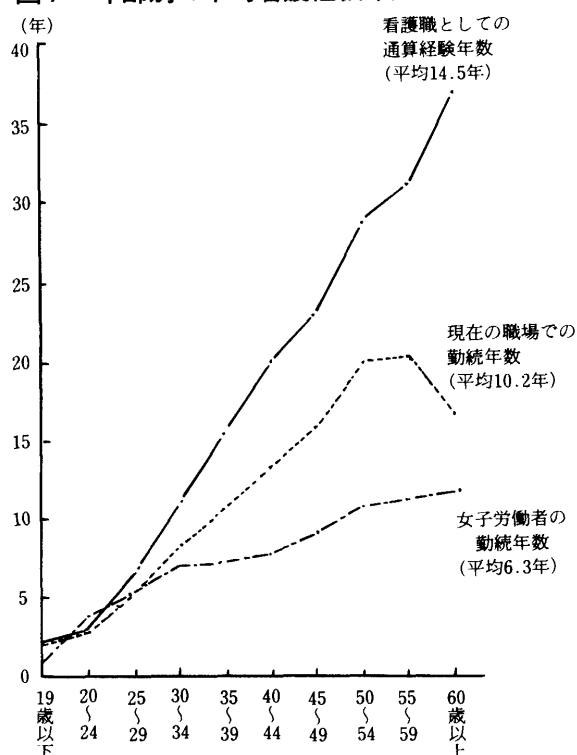
### 2 勤続年数

平均勤続年数は10.2年と、「56年調査」9.3年より0.9年伸びた。これは、昭和44年以降続いている傾向であり、今まで述べてきた平均年齢の上昇、通算経年数の伸びと連動している。

女子労働者の6.3年(「婦人労働の実情」より)と比べると、看護職員の定着の高さがうかがわれる。

年齢別に勤続年数と看護職としての通算経年数とを重ねてみると、年齢の上昇にともない両者の差が広がっている〈図7〉。

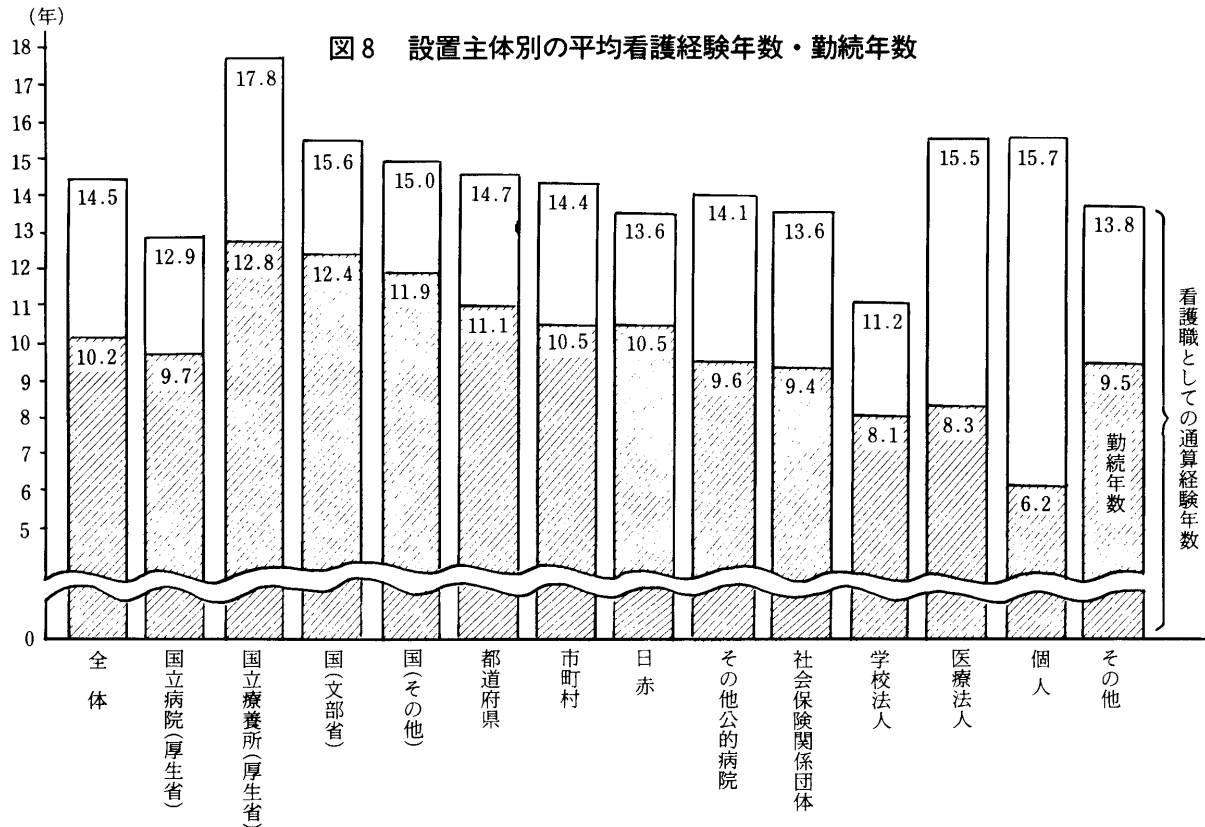
図7 年齢別の平均看護経験年数・勤続年数



長く働き続ける間には他病院等への転職や、結婚・出産・育児による離職の後の再就職があるため、当然といえば当然であろう。また、55歳以上の勤続年数の伸びが、停滞、下向しているのは、定年退職後の再就職が影響していると考えられる。今回の調査ではそこまで明らかにしなかったが、

ちなみに「56年調査」によると、病院勤務看護職員の転職経験者は52.8%で、3回以上の転職経験者は1割に満たない。

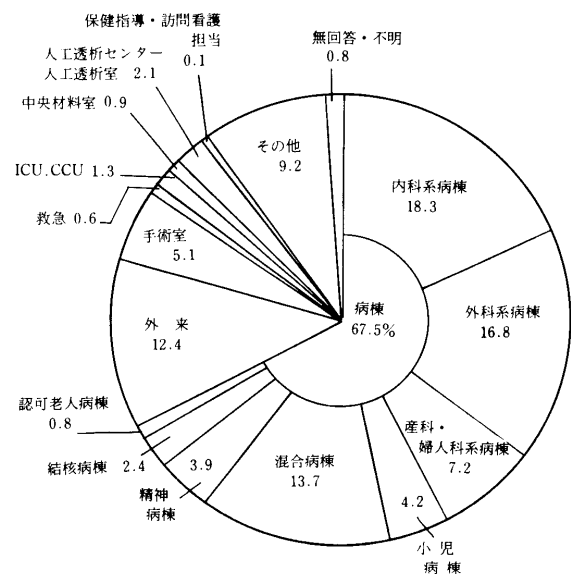
設置主体別には、「国立」「都道府県立」病院勤務者の勤続年数が長く、「個人」病院勤務者は短い<図8>。



看護職としての通算経験年数と合わせてみると、「医療法人」「個人」病院勤務者は、看護職としての通算経験年数の平均は15年以上と長いにもかかわらず、勤続年数は短く転職経験者が多いことが推測される。

「週所定労働時間」が短かったり、「産休中の代替要員」が臨時職員として入るなど、労働条件の良い職場ほど勤続年数が長い傾向があった。

図9 勤務病棟等の内訳



### 3 勤務病棟等

#### (1)勤務する病棟等の内訳

病院内のどの部署に所属しているかをみると、病棟勤務者が67.5%を占めている<図9>。男性の場合27人中13人が精神病棟勤務であった。

#### (2)病棟の現状

病棟勤務者の所属する病棟の現状について明らかにする。

##### ①病棟の患者数

会員の勤務する病棟の平均患者数は、44.6人であった。

病棟種類別にみると、「老人病棟」(65.0人)、「精神病棟」(59.8人)が病棟の規模が大きく、「産婦人科系病棟」(32.9人)の規模は小さい。

##### ②病棟の看護職員数

「看護職員数」(有資格のパートタイマー含む、看護補助者、クラーク(事務員)は含まない。)の平均は17.1人であった。

##### ③看護補助者数

「看護補助者数」の平均は、2.0人であった。病棟種類別では「老人病棟」が8.7人と際立って多かった(回答者25名)。

##### ④夜間の病棟合併

自分の病棟で、夜間に2つ以上の病棟を1看護単位として、同じ看護職員が両方の患者をみる可能性があるという会員が6.7%あった。

病棟種類別にみると「老人病棟」では夜間に病棟合併する場合が15.4%と多い。

設置主体別にみると「個人」病院では23.4%と4分の1近くが合併している。

## III 労働条件

### 1 労働時間

#### (1)週所定労働時間

所定の昼休み、所定の休憩時間をのぞいた一週間の所定労働時間は、平均43.0時間であった。「56年調査」と比較すると0.2時間短縮している。

設置主体別にみると、「国立」は原則として「44時間」である。「国公立」以外の病院に勤務する者の平均週所定労働時間は、42.6時間である。これは全産業の労働者1人平均週所定労働時間40.7時間(「賃金・労働時間制度の実態」より)と比較して長い。

看護職員の場合、昭和56年まで労働基準法40条の特例規定により一般労働者より多い週54時間まで認められていた。現在は、一般労働者と同じ週

48時間までとなっているが、「48時間1分以上」の者が、4.6%いる。少数とはいえ、改善すべき問題である。

#### (2)週当たり超過勤務時間

昭和58年10月23日～29日の1週間の超過勤務時間について、手当の支給を受けた時間と支給を受けない時間とに分けて聞いた。

##### ①手当の支給を受けた超過勤務時間

全体の1週間の平均超過勤務時間は2.14時間であった。時間の分布別にみると、この期間中手当の支給を受ける超過勤務をした者は6割を占めた<図10>。労働基準法の「1週6時間」を超える者は7.5%もいる。